

## 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

### (目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人白寿会（以下「本法人」という。）定款第8条及び第13条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、社会福祉法人認可基準の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

### (定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 代表役員とは、本法人の経営管理に携わり、本法人を代表する理事長をいう。
- (3) 常勤役員とは、本法人を主たる勤務場所とし、常に勤務する理事をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、代表役員及び常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、本法人が役員等に対し業務の対価として支給する報酬、賞与であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、役員等が職務の遂行に伴い発生する通勤費、旅費（宿泊費を含む）、交通費及び手数料等の経費をいい報酬等とは明確に区分されるものをいう。

### (報酬・費用の支給)

第3条 本法人は、代表役員、常勤役員及び非常勤の役員等の職務執行の対価として報酬又は費用を支給することができる。

- 1 代表役員及び常勤役員の報酬は、別表1に定める金額の範囲内とする。
- 2 前項に定める報酬のほか常勤役員には、職員給与規程に準じ通勤手当を支給することができる。
- 3 非常勤役員に対する費用は、別表第1に定める額とする。
- 4 評議員に対する費用は、別表第1に定める額とする。

### (定例報酬額の決定)

第4条 代表役員及び常勤役員の定例報酬額は、別表第1の金額の範囲内で理事長が理事会の承認を得て、決めるものとする。

### (報酬の支給と控除)

第5条 代表役員及び常勤役員の報酬（賞与は除く）は歴月計算とし、職員給与の支給日に支給するものとする。

- 2 法令等に基づき控除すべき金額がある場合には、その金額を控除して支給するものとする。

### (公表)

第6条 本法人は、この規程をもって役員等の報酬及び費用の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第7条 この規程の改正は、評議員会の意見を聴いて、理事会の議決により行うものとする。

(補足)

第8条 この規程に定めのない事項については、理事長が理事会の承認を得て別に定めるものとする。

別表第1

役員等	報酬及び費用の上限額
代表役員	常勤役員の場合の報酬 年額総額 600万円の範囲以内 非常勤役員の場合の報酬 年額総額 300万円の範囲以内
常勤役員	年額総額 600万円の範囲以内
非常勤役員	理事会・研修会等出席の都度（県外の場合は別途計算） 交通費等費用の弁償として 1万円
評議員	評議員会・研修会等出席の都度（県外の場合は別途計算） 交通費等費用の弁償として 1万円

附則

- この規程は、平成17年4月1日より施行する。  
平成20年4月1日 一部改正  
平成22年7月31日 一部改正  
平成26年5月21日 一部改正  
平成28年1月1日 全部改正